

令和5年 No.39

○国立大学法人東京学芸大学の敷地内における無人航空機（ドローン等）の飛行に関する取扱いの一部を改正する取扱いの制定

改正理由

許可基準の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

国立大学法人東京学芸大学の敷地内における無人航空機（ドローン等）の飛行に関する取扱いの一部を改正する取扱いを次のように制定する。

令和5年8月2日

国立大学法人東京学芸大学長
國 分 充

国立大学法人東京学芸大学の敷地内における無人航空機（ドローン等）の飛行に関する取扱いの一部を改正する取扱い

国立大学法人東京学芸大学の敷地内における無人航空機（ドローン等）の飛行に関する取扱い（平成28年3月17日制定）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学の敷地内における無人航空機（ドローン等）の飛行に関する取扱いの一部改正について

改正理由：許可基準の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>（ドローン等の取扱い）</p> <p>第3条 本学敷地内は、国土交通省令に定める人口集中地区であることから、本学敷地内においてのドローン等の飛行は原則禁止とする。</p> <p>2 次のいずれかに該当する場合は、特別に許可を認めるものとする。</p> <p>(1) 本学の業務として飛行させる場合</p> <p>(2) 本学の教職員が教育・研究の目的で飛行させる場合</p> <p><u>(3) その他学長が特に必要と認めた場合</u></p> <p>（事前申請）</p> <p>第4条 〔省略〕</p> <p>2 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この取扱いは、令和5年8月2日から施行する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>（ドローン等の取扱い）</p> <p>第3条 本学敷地内は、国土交通省令に定める人口集中地区であることから、本学敷地内においてのドローン等の飛行は原則禁止とする。</p> <p>2 次のいずれかに該当する場合は、特別に許可を認めるものとする。</p> <p>(1) 本学の業務として飛行させる場合</p> <p>(2) 本学の教職員が教育・研究の目的で飛行させる場合</p> <p>（事前申請）</p> <p>第4条 〔省略〕</p> <p>2 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p>